教育委員会１１月定例会会議録

１．　日　時令和６年１１月１９日(火)午後４時００分～
２．　場　所ウララⅡ（７Ｆ）　会議室１
３．　出席委員教育長　入野浩美
　　職務代理者　鈴木敏之
　　委員　福島幸子
　　委員　髙橋信子
　　委員　石川一幸

４．　委員以外の出席者

教育部長	加藤史子	参事	中島健一郎
教育総務課	塚本富美代	学務課	塚本耕司
生涯学習課	矢内良則	文化振興課	佐賀憲一
スポーツ振興課	寺崎敏彦	指導課	岩田幸一
学校給食センター	小池政幸	図書館	武藤修美
博物館	木塚久仁子	上高津貝塚	比毛君男

５．　議題
(1)　議案
議案第33号　令和６年度土浦市一般会計補正予算（第５回）に対する意見について
（教育総務課・学務課・生涯学習課・スポーツ振興課・指導課）（非公開）
議案第34号　財産の取得について（令和２・６年度小学校教師用教科書等の購入（追認）に対する意見について　（指導課）（非公開）
議案第35号　学校医の委嘱について　（学務課）
議案第36号　土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱について　（文化振興課）
議案第37号　土浦市指定有形文化財の諮問について　（文化振興課）
議案第38号　土浦市立学校管理規則の一部改正について　（指導課）
(2)　報告
①　専決処分の報告について（新治学園義務教育学校管理瑕疵に係る物損事故の和解）
（教育総務課）
②　学校給食費の見直しに係る答申について　（学校給食センター）
③　上高津貝塚ふるさと歴史の広場長寿命化改良事業の進捗状況について
（上高津貝塚ふるさと歴史の広場）
(3)　その他
①　上高津小学校整備基本設計中間報告について　（教育総務課）
②　土浦市立上大津小学校校歌フレーズの公募の実施について　（学務課）
③　令和６年度子ども図画・習字展について　（生涯学習課）
④　令和７年土浦市二十歳のつどいについて　（生涯学習課）
６．　傍聴者　なし
７．　議事内容

教育長　定刻を過ぎましたので、ただいまより令和６年11月の教育委員会定例会を開催いたします。
開催に当たりましては、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立す

るということでお願いいたします。
本日の議事のうち、非公開とさせていただく案件が２件ございます。
議案の第33号、34号につきましては、12月に開催されます土浦市議会に関わる案件でございますので、議会前のため非公開とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　ありがとうございます。
それでは、議案第33号及び第34号につきましては、非公開といたします。
なお、本日は傍聴者はございませんので、次第のとおり進めさせていただきたいと思います。
それでは、次第の２番、教育長報告事項について、教育総務課からお願いします。
塚本課長。

教育総務課　　――――――10月22日以降の行事について報告――――――

教　育　長　　ただいまの件につきましては、よろしいでしょうか。
それでは、次第の３番、議案に移りたいと思います。
まず、議案第33号「令和６年度土浦市一般会計補正予算（第５回）に対する意見について」、最初に教育総務課からお願いします。

【議案第33号「令和６年度土浦市一般会計補正予算（第５回）に対する意見について」を協議】（非公開）

教　育　長　　それでは、議案第 33 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　ありがとうございます。
それでは、議案第 33 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第34号「財産の取得について（令和２・６年度小学校教師用教科書等の購入（追認）に対する意見について」、指導課から説明をお願いします。

【議案第34号「財産の取得について（令和２・６年度小学校教師用教科書等の購入（追認）に対する意見について」を協議】（非公開）

教　育　長　　それでは、議案第 34 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　ありがとうございます。
それでは、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました
続きまして、議案第35号「学校医の委嘱について」、学務課からお願いします。

学　務　課　　学務課でございます。
議案第35号、学校医の委嘱について御説明いたします。サイドブックス資料④の２ページをお願いいたします。
学校医につきましては、土浦市学校管理規則第18条により、今年度、委嘱をしておりますが、真鍋小学校及び土浦第二中学校の学校医を兼務している医師のほうから辞任届が提出されたため、土浦市医師会から推薦がございました２名について、令和６年12月１日から令和７年３月31日までの期間、委嘱をするものでございます。
新たに委嘱する学校医でございますが、真鍋小学校に淀縄医師、土浦第二中学校に青木医師でございます。
また、学校医の委嘱者一覧につきましては、次ページのとおりでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教　育　長　　ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第 35 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。
それでは、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第36号「土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱について」文化振興課からお願いいたします。

文化振興課　　文化振興課でございます。
資料⑤の２ページをお願いいたします。
土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会委員は、貴重な歴史、文化遺産を後世に伝えるとともに、歴史・文化を生かしたまちづくりのため、計画の作成及び推進を図るものです。同協議会設置要綱第４条の規定に基づきまして、令和５年６月１日から令和７年５月31日まで委嘱しておりますが、選出区分の一部の委員に変更がございました。変更になった委員は、名前の頭に※印のございます観光ボランティアガイド会長さんでございます。
なお、任期につきましては、前任者の残任期となります。
説明は以上でございます。

教　育　長　　ただいまの件につきまして、御意見や御質問等はございますか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　それでは、議案第 36 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　ありがとうございます。
それでは、議案第36号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第37号「土浦市指定有形文化財の諮問について」、文化振興課からお願いします。

文化振興課　　文化振興課です。
資料の⑥の２ページをお願いいたします。
市指定文化財の諮問でございます。１番の諮問の内容でございますが、上高津貝塚ふるさと歴史の広場の考古資料館で展示・保管しております製塩土器について、土浦市長より文化財指定申請書が提出されましたので、文化財保護審議会に対し諮問を行うものでございます。
２番、土浦市指定有形文化財指定申請書及び３番、諮問文は、資料の３ページと４ページのとおりでございます。
４番、諮問事項の上高津貝塚出土製塩土器概要でございます。
資料につきましては、５ページのほうを御覧いただきたいと思います。
製塩土器は、文字どおり、塩づくり専用の土器でございます。縄文時代のものですが、縄の跡等はなく薄く作られているものでございます。上高津貝塚を整備していた平成２年から３年、縄文時代晩期、約3,000年前でございますが、こちらの集落跡から出土しております。この時期の製塩土器は、関東から東北の沿岸で多く見られますが、塩を作る過程で火にかけた後、塩を採取する際に破損してしまうものがほとんどで、完全な形で出土する例は少なく、一つの遺跡から４点出土し、時期が特定できているのは非常に貴重な資料でございます。つきましては、上高津貝塚出土製塩土器を土浦市指定文化財と

することについて、文化財保護審議会の意見を求めるものでございます。
説明は以上でございます。

教　育　長　　この点につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いします。
鈴木先生、どうぞ。

鈴 木 委 員　　製塩するというのは、この土器で塩水から塩を作るということなのですか。海に面していたのか、どうやってこの辺でそういうことをしていたのか、分かれば教えていただきたいです。

上高津貝塚　　上高津貝塚、比毛でございます。
縄文時代から、大体鎌倉、室町時代までは、霞ケ浦は海の一部で、大きな海の入り江と考えていただいて結構かと存じます。そして、上高津貝塚や、あとは一部、美浦、稲敷などの縄文の遺跡で、このような塩づくりの専用の土器が出ております。
写真でございますけれども、先がとがった状態になっております。これは、わざととがらせておりまして、海岸の砂浜でしたり、あとは囲炉裏ですと、灰ですとか土とかありますが、そういうところで、先をとがらせていることによって、この土器をすえつけるのにかえって安定しやすくなります。そして、大小ありますけれども、これらの中に霞ケ浦の海水を入れて、そして何度も何度も火を吹きかけて高濃度の食塩水を作り、最終的には蒸発させた後で塩を作る。この塩は、自分たちで消費するのも一つですが、海のない群馬、埼玉、信州などの縄文の村々に、ここでできた塩をあげて、逆に向こうで取れる特産物などを海沿いのこちらの縄文の村々がもらうというような物々交換の一部として、こういった塩づくりをしておりました。
ちょっと長くなって申し訳ありませんけれども、わざわざこういった形の土器を作って塩を作るというのが、現状では、この上高津貝塚周辺の霞ケ浦の南の岸の縄文の遺跡が、今のところ、一番古いだろうというふうに見込まれておりまして、その点で、なおかつ完形で出てきているというのは非常に珍しいものでございますので、今回、この指定ということにさせていただきました。
余談ながら、私どもの資料館で一番人気のある、一番資料を貸してほしい、もしくは写真を提供してほしいと言われているのが、この資料でございます。

鈴 木 委 員　　ありがとうございます。

教　育　長　　そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　それでは、議案第 37 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　ありがとうございます。
それでは、議案第37号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第38号「土浦市立学校管理規則の一部改正について」、指導課からお願いします。
岩田課長。

指　導　課　　指導課より、土浦市立学校管理規則の一部改正について、説明いたします。
資料⑦の１、２、３とばらばらになっていますが、そちらを随時御覧ください。
今回の土浦市立学校管理規則の一部改正の趣旨といたしましては、令和７年度より土浦市立学校全学校において、学年始休業日を２日間延長し、学年初めにおける学年、学級事務の緩和や、配慮を要する児童生徒の共通理解のための協議の充実など、新学年で児童生徒を迎える準備期間を延長することを求めるものです。
これまでは、４月１日より４月５日までを学年始休業日としておりましたが、曜日の都合によっては、土日を挟むことで、新学年の子供たちを迎えるまでの準備期間が実質３日間という場合が多くございました。４月１日に学校長より担任発表があり、無理なく

学級事務などを行い、よりよい環境で子供たちを迎えるためには、急ピッチで業務を進行しても準備が追いつかないという状況もありまして、超過勤務によってカバーする節がございました。
また、４月１日に赴任した教員にとっては、新しい職場で勤務し始めたばかりで、児童生徒の背景などを十分理解した上で始業式を迎えられないこともございました。
今回の改定により２日間延長し、４月７日まで休業日とすることで、始業日までに必ず５日間の準備期間が確保されることになり、繁忙な業務が緩和され、学校運営が円滑に機能する状況につながります。何より、子供たちの個人情報を管理する上で、時間がないことで確認を怠り、人的ミスや紛失、誤廃棄などの事故を誘発することを未然防止することも含め、コンプライアンスや危機管理の点からも必要な措置と考えております。
また、近年、近隣の市町村においても、学年始休業日が延長され始めており、学校の働き方改革の観点からも学校管理規則改正の動きが強まっておりまして、年間の各教科・領域の授業数を十分確保できる見込みもありますことから、本市においても２日間の延長が妥当と判断しております。
今回の土浦市教育委員会学校管理規則の改正箇所は、第３条第１項第６号中の４月５日を４月７日に改める件についてです。
また、この改正に当たり、この規則は令和７年４月１日から施行すると補足されることになります。
詳細につきましては、資料⑦－３、新旧対照表にて御確認をお願いしたいと思います。
指導課からの説明は以上となります。

教　育　長　　この件につきまして、御質問、御意見等ございましたら、お願いします。
髙橋委員、どうぞ。

髙 橋 委 員　　曜日の並びによっては、６、７日が土日になれば、その年は８日が始業式ということになりますか。

指　導　課　　基本的には、始業式は８日から毎年スタートとなりますが、７日が土曜日または８日、９日が土日になった場合には、ずれ込むことになります。

教　育　長　　福島委員、どうぞ。

福 島 委 員　　先生方に対する配慮ということで、４月７日が妥当なのかなという気もしていますが、本当にこれ授業時数は大丈夫なのかというのが気になるところです。いろいろな感染症があって学校を１週間なりお休みにした場合とか、３月に出てくるのは嫌ですから、うまくこの２日間をほかに持っていくことはできないのかなという感じはします。

教　育　長　　岩田課長。

指　導　課　　委員御指摘のとおり、授業数の確保については、十分検討されなければいけないものだと思います。今回、この管理規則の改正に当たって、学校長会にお願いをしまして各校の授業数の再計算をしていただき、始業始めを２日間延ばした授業時数の結果であっても十分余裕があるか、というところを確認していただきました。各校、学校行事の数などで多少の差異はあるのですが、おおむね授業時数を満たしているというような状況にありましたので、今回こういうような形で、２日間という形にさせていただきました。

福 島 委 員　　私、どちらかといえば、これに大賛成なのですけれども、近隣の市町村だと、小中学校の入学式を１日にまとめたりとか、授業時数を確保するほうに動いているような気がしていたので、気になりました。時数的には確保できたけれども、実質、内容的なものはどうなのかなと。生徒指導に時間を取られ、十分な授業ができないような場面も見受けますし、先生たちも学校を休むこともあって、自習になったりすることもあったりして、これから先、減らせとも増やせとも言えないのですけれども、そこら辺のところのバランスを取りながらやっていただければと思います。

教　育　長　　指導課長。

指　導　課　　福島委員の御指摘のとおり、十分授業を確保した上で、子供たちに利する形になるように努めていきたいと思っています。
授業時数を増やす傾向に今、向いているというお話がありましたが、ここ２、３年の間に、県南地区でも10市町ほど、既に７日まで延長しているところがございまして、そういったところとも連携を取って、連絡を取りながら情報を入れたのですけれども、スムーズに動くことができていると。
あとは、どうしても学年始めのときに、名簿の間違いや、子供たちの背景にあるそういった配慮を要すべきところを十分に理解していなかったために、学級経営上問題が起きたりということも、時間がなかったために、そういう確認が取れなかったというような案件もありましたので、そういったところの解消に向けても、今後、超過勤務にならない勤務にしていくためにも必要かと思っております。
できるだけ子供たちに利するような形になるよう、学校へ呼びかけをしていきたいと思います。
ありがとうございます。

教　育　長　　髙橋委員。

髙 橋 委 員　　年度が替わるときは、学校のお仕事、事務、生徒対応というのは、いつから次の学年のことをやっていくのですか。転勤があったりすると、前の学校での仕事はどこまで、次の学校はここからとあるんですか。

教　育　長　　岩田課長、どうぞ。

指　導　課　　場合にもよりますが、先ほど異動を伴う教員の話がありましたので、それに基づいて話をすると、３月31日までが前の学校の前の学年の仕事、４月１日から新しい学校、新しい学年の仕事になります。学校長が正式に担任とか校内の分掌を発表するのも、４月１日が原則になります。

髙 橋 委 員　　それは、なかなか厳しいですね。私、全く違う国家公務員をしていたのですけれども、３月の下旬から次に赴任して始まったりしたのです。会社じゃないので、組織に入るときも、４月からではなくて３月下旬に着任して始まるということが結構多かったです。
それを考えると、今までだったら最短３日間で新学年の準備をしなければいけなかったということですか。だったら、土日含めて、時間外労働ということになってしまいますよね、実質的に。

指　導　課　　実質、そういう形になってしまっています。

髙 橋 委 員　　それは厳しい慣習でしたね。
一つだけ、これとは違うのですけれども、前から一市民として疑問に思っていたことがあります。
学校で土曜日とや日曜日に行事があって代休を取ることがありますよね。そのときに、例えば、代休を月曜日に取らなくても、祝日とかで飛び休のところに代休を持っていったら、連続でお休みできて、子供にとってすごくいいかなと。家族で旅行に行けたりとか。そういうことは規則上できないのですか。それとも、各学校で決めているのですか。

教　育　長　　岩田課長、どうぞ。

指　導　課　　これは教員側の目線で言うと、勤務日が連続することになるので、それをしないために前後の週で取ることが多いですが、これは学校長の運用で行えるものです。
先月からラーケーションのほうがスタートしておりますので、そういった家庭の事情で連休をうまく使うという場合でも、取りやすくはなってきているというふうに思います。

髙 橋 委 員　　ありがとうございました。

教　育　長　　そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　それでは、議案第38号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　ありがとうございます。
それでは、議案第38号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
議案は以上となります。
続きまして、４番、報告事項です。
報告事項の１番「専決処分の報告について」、教育総務課からお願いします。

教育総務課　　教育総務課です。
サイドブックスの資料⑧をお願いいたします。専決処分の報告（新治学園義務教育学校施設管理瑕疵による物損事故の和解）について、御報告をさせていただきます。
１、事故発生の日時及び２の事故発生の場所でございますが、令和６年９月９日月曜日、午前10時10分頃、新治学園義務教育学校地内において発生いたしました。
４の事故の概要でございますが、新治学園に勤務する職員が電動刈払機で校内の草刈りを行っていたところ、飛び石によって職員駐車場に駐車していた同校職員の自家用車の後方窓ガラスに直撃し、破損させてしまいました。
２ページに、事故発生場所及び車両損傷写真を掲載してございます。
５の和解の概要でございますが、過失割合は土浦市が100％となり、市が加入しております保険により、相手方に対し車両修繕代及びその間の代車代として、総額14万9,754円を支払い、10月11日に和解となってございます。
再発防止としまして、再度、作業の際は周りの状況を確認し、事前に車両の移動を行うなど、安全を十分に確認した上で作業を行うよう、作業時の留意事項につきまして当該職員に指導するとともに、引き続き、学校及び学校管理に対して周知徹底し、再発防止に努めてまいります。
私からの説明は以上でございます。

教　育　長　　ただいまの件について、御質問、御意見等ございますか。
石川委員、どうぞ。

石 川 委 員　　ぜひ周知するときに、子供たちがいるところでは絶対やらないと、それをつけ加えてもらいたいと思います。
僕がＰＴＡ会長をやらせてもらったとき、奉仕作業で刈払機を持ってきてやってくれる保護者の方もいて、刈払機をやっている保護者の周りで子供たちが草むしりをしてたりする。ピンと飛んで目に入ると、多分失明してしまうので、それは絶対にやらないようにと、全学校に周知したほうがいいと思います。そういう気づきの機会かもしれませんので、よろしくお願いします。

教育総務課　　ありがとうございます。

教　育　長　　そのほか、よろしいでしょうか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、報告事項の（２）になります。学校給食費の見直しに係る答申について、学校給食センターからお願いします。
小池所長。

学校給食センター　　学校給食センターでございます。
資料⑨－１をお願いいたします。
学校給食費の見直しにつきましては、本年８月20日に開催されました定例会において議決を頂き、８月23日付にて、土浦市立学校給食センター運営審議会に諮問いたしました。
このことにつきまして、10月30日付で土浦市立学校給食センター運営審議会より、学校給食費の改定額及び改定時期について答申をいただきましたので、御報告させていただきます。
本市の学校給食費は、令和２年度に食品価格の値上げ及び文部科学省の学校給食摂取基

準に適合するための改定が行われ、現在、規定されている学校給食費の額となっております。それ以降は、学校給食費を据え置く中で、献立や使用食材、調理方法等の工夫により、安全・安心でおいしい学校給食の提供に努めてまいりました。
しかしながら、近年のエネルギー価格の上昇や物価高騰に伴う給食の基本物資であるパンや牛乳などの値上がりにより、副食費、おかずにかける費用が圧迫され、給食の質や量、栄養価を維持することが難しくなってきたことから、令和４年10月分からは、賄材料費の増額分を公費で負担してまいりました。
このように、現在の学校給食費と食材調達に係る賄材料費、実際にかかっている食材費の額との間に乖離が生じていることから、学校給食費の見直しが必要となっており、今後も安全な食材を使用し、栄養価を保った給食を提供するために、学校給食費の見直しについて、土浦市立学校給食センター運営審議会に諮問し、答申を頂いたものでございます。
答申書につきましては、資料⑨－２をお願いいたします。具体的な改定額等につきましては、２ページになります。
まず、（１）改定額ですが、市立の小学校・前期課程児童につきましては、現行、月額4,200円を5,280円に、中学校・後期課程生徒につきましては、現行4,700円を5,910円に、市立の学校職員、茨城県立土浦第一高等学校附属中学校の生徒及び職員につきましては、現行4,900円を5,910円に、給食センター職員等につきましては、現行6,800円を7,810円に、施設見学等の試食につきましては、現行１食380円を440円に改定となります。
（２）改定の時期につきましては、令和７年４月１日からとなります。
続きまして、改定額の算定根拠等を説明させていただきますので、資料⑨－３をお願いいたします。
まず、１、改定額につきましては、ただいま説明したとおりですが、表の右から２番目、増額の欄で、市立の小学校及び中学校の増額がほかより大きくなっているのは、現行の給食費が月額200円の公費負担により安く設定されていることから、現行との比較では増となる額が大きくなっております。
続きまして、２ページをお願いいたします。
２、基本的な考え方ですが、価格の設定は、近年の物価上昇による影響、栄養価の充足率や直近の米の価格の上昇等を踏まえて算出いたします。
３、算定根拠ですが、まず（１）として、令和６年に作った給食を令和２年度に提供したらいくらでできたか、令和２年の価格に置き換えるといくらになるかというところから、上昇率を算出いたしました。上昇率としましては、表の右下、網のかかっているところ、1.167％となります。
なお、野菜につきましては、そのときの天候状況により価格の変動が激しいことから、比較対象のデータからは外しております。
続いて、（２）として、栄養価を満たすという観点から上昇率を算出いたしました。令和６年２月と４月の全献立をチェックし、栄養価が少し足りていないメニューは見直しをしてみました。何かを１品追加、例えばパンのときに鉄分強化のチョコクリームを追加するとか、フルーツを１品追加して、ビタミンＣを強化するなどとする場合に、幾ら追加費用が必要かというのを計算しましたところ、表の②の１食当たりに加算する額として、19.16円必要ですよとなります。
令和６年分においては、物価高騰等の対応として、①の欄の公費負担額、１食当たり25円を上乗せしておりますので、それと先ほどの19.16円を合わせた額で、令和２年度からの上昇率を見てみますと、1.163％となります。
この二つの上昇率指数については、どちらも市の額が基準となっておりますので、これが客観的に妥当かどうかというのを確認するため、（３）として国が出しております消

費者物価指数を示させていただきました。こちらは、2020年、令和２年を100としており、現在の給食費も令和２年度に改定したものであることから、比較するには適した指数であると考えております。令和６年４月の指数としましては、1.164％となっておりまして、私どもで算出いたしましたものとほぼ同じであることから、物価上昇率としては、1.16が妥当であると判断いたしました。
ただいま説明させていただきましたとおり、令和６年前半までの食材費の上昇率は1.16％となりますが、その後に、新たに考慮しなければいけない要因が発生してしまいました。ニュース等でも話題となりましたが、お米の価格の値上がりを考慮に入れないといけない状況となっております。
主食である御飯につきましては、公益財団法人茨城県学校給食会から弁当箱方式で購入しておりますが、９月の下旬に価格改定の通知があり、令和６年度産のお米の価格が１キロ当たり200円以上上がったということで、それに伴い、御飯の価格も11月分から大幅に上がることになりました。具体的な１食当たりの値上がり額としましては、小学校の低学年用の70グラムが14.54円、小学校中高学年用の90グラムが18.70円、中学生以上の110グラムが22.85円値上がりすることとなりました。今までも御飯の価格はほぼ毎年上がっておりましたが、ここまで大きな値上がりとなりますと、さすがにやりくりが難しくなっておりますので、この分を別途見積もる必要が出てきました。
（４）が米の価格の上昇分となります。御飯の提供は、おおむね週３回となっておりますので、週５日のうちの３回ということで、５分の３を掛けた額、小学生で10.43円、中学生で13.71円を加算することになります。
以上のことから、改定額を算出いたしますと、３ページをお願いいたします。
表を御覧ください。左から２番目、令和２年度、現在の給食費の１食当たりの額を基準額としまして、先ほどの物価上昇率の1.16を掛けます。それにお米の値上がり分、小学生で10.43円、中学生等で13.71円を加算します。これを月額に直しますと、一番右の改定額となります。
なお、給食センターと試食につきましては、調理等の委託料の１食当たりにかかる経費、105円を加算した額となっております。
以上が改定額の算定根拠の説明となります。
今後は、この答申内容を踏まえまして協議を行い、規則改正等、必要な手続を進めてまいります。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教　育　長　　ただいまの件について、御質問、御意見等ございますか。
髙橋委員。

髙 橋 委 員　　今、公費負担になっているものというのは、⑨－３の最初の項目でいうと、小学校と中学校の生徒分なのですか。学校教員分や一高の附属中は除かれているのでしょうか。

学校給食センター　　今の学校給食費なのですけれども、⑨－３の１ページのところで現行額というのがあるかと思うのですが、これプラス、１食当たり小学生で12円、中学生で15円というのが、まず令和４年の10月から物価高騰に対する分ということで、給食費を据え置いて、賄材料費を上乗せしたというのがあります。さらに、令和６年度にプラス10円ということで、小学生で１食当たり22円、中学生以上で１食当たり25円という公費負担をして給食を作っております。

髙 橋 委 員　　無償化になったのは、市立の小中学生ですか。

学校給食センター　　そうです。
まず、先ほど言った上乗せ分を公費負担して、令和５年の10月から、全額公費負担という形になっています。教職員と県立の土浦一高附属の生徒さんと先生につきましては、無償化の対象外となっていますので、御負担いただいております。

髙 橋 委 員　　これは、来年どうするか決まっているのですか。

学校給食センター　　特定の財源があるわけではありませんので、あくまで市の全体の予算の中で判断するということで、今まさにどうするかというのをやっているところです。

髙 橋 委 員　　分かりました。

一つだけいいですか。この間からずっと気になっていることがあって、以前、私が質問したときに、食べ残しがあるというお話があったと思うのです。今、どのぐらいの割合が食べ残しになっているのですか。

学校給食センター　　今、手元に資料がないので正確にはお答えできませんが、15%前後だと思います。

髙 橋 委 員　　それは、だんだん増えてきているのか、ずっとそんな感じなのか教えてください。私が子供のときは、ほとんど残らなかったと思うので。

学校給食センター　　最近増えたとか減ったとかいうことが、私が来てから話題になっていないので、コンスタントな数字だと思います。

髙 橋 委 員　　それは見ていったほうがいいと思います。食品ロスやエコということもあるので、食べ残しが増えていくと、それを減らしていくのはどうしたらいいのだろうということは、テーマとしては持っておいていただきたいと思います。各学校なり、生徒なり、先生なりに、そのあたりはフィードバックしていただけたらいいなと思いました。

学校給食センター　　ありがとうございます。

そもそも給食は子供たちの成長に必要な栄養価をという部分なので、残さず食べてもらうのが一番ですが、当然、食品ロスの部分もあります。残食は毎日、全部ではないですけれどもピックアップして量っていて、献立によって残すものが多いもの少ないものがあって、比較的お魚は残す率が多いのですけれども、メニューの組合せによったら、そうでもないというのが結構分かったりして、そういう献立作成の部分からも大事だなというところで取り組んでおります。ありがとうございます。

髙 橋 委 員　　ありがとうございます。

教　育　長　　そのほか、いかがでしょうか。

福島委員、どうぞ。

福 島 委 員　　以前は学校を一覧表にして、どこそこの学校は20%残っていますよと出してくれていましたよね。うちの学校はすごく残食が多いから、頑張って給食指導しなければいけないみたいな、力を入れてやっていたような気がするのです。10%を切れるように指導してくださいねと先生たちにはお願いしたりしていました。今は厳しく食べさせたりが難しいと思うので、15%もうなずける気がします。優しく、厳しく、食べてもらえるといいですよね。いろいろな工夫をしてやってくださっていると思います。

教　育　長　　そのほか、よろしいでしょうか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　ありがとうございます。

続きまして、報告事項の３番「上高津貝塚ふるさと歴史の広場長寿命化改良事業の進捗状況について」、説明をお願いします。

上高津貝塚　　上高津貝塚ふるさと歴史の広場です。

サイドブックスの資料⑩をお願いいたします。

上高津貝塚ふるさと歴史の広場からは、上高津貝塚長寿命化改良事業の進捗状況について、御報告をさせていただきます。

上高津貝塚では、土浦市文化学習施設等長寿命化計画に基づき、考古資料館の長寿命化改良工事を行う予定でございます。今年度は、長寿命化改良工事の基本設計及び実施設計業務委託を実施する予定でおりましたが、６月11日の一般競争入札及び８月５日の指名競争入札のいずれも不調になりました。

不調の主な理由は、一つに、設計業界全体における主任技術者の人材不足と、次に、そ

れに伴う市の設計金額の不足の二つが挙げられます。特に、急激な物価高による全体的な単価の上昇、技術者不足により、設計会社が自分たちではなく、さらに外部の設計業者に設計を委託する必要が生じ、その際の価格の上昇、３番目に、長寿命化工事に伴い、アスベストや建築構造など、設計会社では難しい外部の委託の調査が発生する、この委託料の上昇が挙げられます。
８月の指名競争入札不調後も、随意契約が可能な設計業者と交渉を進めてまいりましたが、契約条件が折り合わないため、契約に至りませんでした。
今後のスケジュールといたしましては、設計金額と仕様を見直し、発注時期を設計事業者が受託しやすい時期に変更いたします。特に仕様につきましては、外部委託の調査等において、より価格の抑えられる調査の仕様書などの変更を検討しております。
12月議会へ当予算の繰越明許費を上程し、来年度の予算に繰り越したいと存じます。議会で繰越が議決され次第、直近の一般競争入札日である令和７年２月25日に入札を予定いたします。２月に入札を設定することによって、多くの設計会社で３月の年度末が近くなることにより、事業が終了することが見込まれるため、技術者がより確保しやすくなることが思料されます。委託予定期間は、契約日の翌日から令和８年３月20日となります。
私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教　育　長　　この件につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いします。

教　育　長　　そのほか、よろしいでしょうか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　続きまして、その他に移ります。
その他の１番目「上大津小学校整備基本設計中間報告について」、教育総務課からお願いします。

教育総務課　　――上大津小学校整備基本設計中間報告について説明――

教　育　長　　ただいまの件につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いします。
髙橋委員、どうぞ。

髙 橋 委 員　　これは、案４に決まったということなのですか。

教育総務課　　配置につきましては、案４で決定して、その体育館と校舎の位置については御了承いただきましたので、この形で進めたいと思っています。
まだ精査する点もありますので、駐車場の部分ですとか、御意見をいただいておりますので、そちらを修正して最終的な完成形に持っていきたいと考えております。

髙 橋 委 員　　先進校視察で、流山おおぐろの森小学校と流山おおたかの森小学校が載っているのですが、先進校でこの二つの小学校のどこの先進性というか、参考に見に行かれたのですか。

教育総務課　　まず一つは、どちらも体育館に空調設備を設置していましたので、そういったところが一つ。
あと、上大津小学校のほうは、木の校舎を考えておりまして、そういったところも含めて見に行ったことと、地域開放ゾーン、地域の方と共有するというゾーンが今後考えられますので、セキュリティーの取り方、そういったところを中心的に皆さんに見ていただきました。

髙 橋 委 員　　今度、この令和10年から小学校ができたとして、大体、児童数はどのぐらいになるのですか。

教育総務課　　トータルで14から15クラス、１から６年生までで、普通教室でそのぐらいの教室数を見込んでいます。
支援学級につきましては、クラス数は６クラスを想定しております。

教　育　長　　そのほか、よろしいですか。
石川先生。

石川委員　このワークショップの様子を見せてもらって、児童のワークショップは付箋がいっぱい貼ってあって、とてもすばらしいと思いました。

教育長　塚本課長、どうぞ。

教育総務課　今回、児童ワークショップは５・６年生を対象にやっているのですが、その子たちは卒業してしまうというなかで、後輩に残したいものというテーマを出させていただいて、そういった教育的なところでも、郷土愛を醸成するような形で児童ワークショップを進めているところです。

教育長　そのほか、よろしいでしょうか。

続きまして、その他の２番「土浦市立上大津小学校校歌フレーズの公募の実施について」、学務課からお願いします。

学務課　――土浦市立上大津小学校校歌フレーズの公募の実施について説明――

教育長　この件につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いします。

髙橋委員、どうぞ。

髙橋委員　これは歌詞を募集するのではなくて、歌詞の中に入れる単語、フレーズを公募するということですか。

教育長　塚本課長、どうぞ。

学務課　今回の募集につきましては、フレーズということで、例えば地名であったり、歴史的な象徴、教育方針とか、育てて欲しいお子さんの像とか、全体ではなくて部分的なものを募集して、それを作成者にこういうものを取り込んでくださいということで、全体の校歌の作成につなげていくというところの第一歩ということになります。

髙橋委員　この募集期間が１か月ぐらいですよね、応募期間が。もうちょっと長くてもいいのではないかなと思いました。いきなり12月に言って、年末年始を挟んで、１月のお正月明けの１月８日は短いなと思いました。

教育長　塚本課長、どうぞ。

学務課　募集の期間につきましては、当初は年内ということを想定はしておりましたが、年末年始のお休みの期間に十分考えてもらいたいということで、年明けの１月８日ということで延長しております。その後、さらに延ばすと、今年度内にフレーズを選定して、作成者のほうに来年お願いするというスケジュールにずれ込んでいくと、だんだん校歌の完成が遅れるということになり、開校に影響しますので、現段階で最長の期間で設定して公募をかけたいと考えております。

髙橋委員　ただ、開校は10年なのですよね。準備期間的には丸３年あるのですよね。

学務課　一般的には開校式のときに新しい校歌の披露がありまして、開港前に１年程度、学校でお子さんの練習等もありますので、実質２年程度しかないというなかで、現時点ではこのスケジュールで進めていきたいと考えてございます。

来年度になりますが、校章のデザイン募集もありますので、次回はその辺は十分考慮して対応させていただきたいと思います。

髙橋委員　公募の期間は、１か月でもいいと思うのですけれども、アナウンスをもっと早めにしていただければいいかなと思います。

教育長　そのほか、よろしいでしょうか。

その他の３番、「子ども図画・習字展について」、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課　――――土浦市立上大津小学校校歌フレーズの公募の実施について説明――――

教育長　よろしいでしょうか。

続いて、その他の４番「令和７年土浦市二十歳のつどいについて」、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課　――――――令和７年土浦市二十歳のつどいについて説明――――――――

教育長　よろしいでしょうか。

本日の案件は以上となります。次回の定例会等の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

教育総務課　　――――――――――次回の定例会日程等について案内――――――――――

教　育　長　　ただいま日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょうか。
それではよろしくお願いいたします。
以上をもちまして、令和６年 11 月の教育委員会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。